

平成26年第1回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成26年1月29日(水曜日)午前9時55分
- 2 場 所 藍川中学校 会議室
- 3 出席委員 後藤委員長、矢島委員、中島委員、小野木委員、早川教育長
- 4 説明のために出席した事務局の職員
島塚事務局長、長原事務局次長兼教育立市政策審議監、中本教育政策課長、丸山教育施設課長、服部学校指導課長、水谷少年センター所長、小栗学校保健課長、種田岐阜商業高等学校事務長、伊藤社会教育課主幹（課長代理）、石原図書館長、小森科学館長、黒田歴史博物館長、松村青少年教育課長、林中央青少年会館長、上松市民体育課長、後藤社会教育課社会教育・公民館係長、高橋社会教育課信長学・市史編纂係長、若林学校保健課副主査、長谷川教育政策課政策係長
- 5 職務のために出席した事務局の職員
鵜飼教育政策課主幹、後藤教育政策課副主査、真野教育政策課主任、波賀野教育政策課主任主事、河原教育政策課主事、小川教育政策課主事
- 6 議事日程
 - 第1 開会
 - 第2 前回会議録の報告、修正及び承認
 - 第3 会議録署名者の指名
 - 第4 諸般の報告
 - (1) 市史編さん事業の進捗状況について（社会教育課）
 - ※(2) 公民館のあり方に関する検討結果の報告について（社会教育課）
 - 第5 議事
 - (1) 第1号議案 岐阜市教育委員会委員定数条例制定に関する教育委員会の意見について（教育政策課）
 - (2) 第2号議案 岐阜市いじめ防止等対策推進条例制定に関する教育委員会の意見について（学校指導課）
 - (3) 第3号議案 消費税法及び地方税法の改正に伴う関係条例の整備に関する

る条例制定に関する教育委員会の意見について
(教育政策課)

- (4) 第4号議案 岐阜市育英資金貸付に関する条例の一部を改正する条例制定に関する教育委員会の意見について (教育政策課)
- (5) 第5号議案 岐阜市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例制定に関する教育委員会の意見について (岐阜商業高等学校)
- (6) 第6号議案 岐阜市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定に関する教育委員会の意見について (学校指導課)
- (7) 第7号議案 岐阜市社会教育委員条例の一部を改正する条例制定に関する教育委員会の意見について (社会教育課)
- (8) 第8号議案 岐阜市立小・中学校及び高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定について (学校指導課)
- (9) 第9号議案 岐阜市立小・中学校通学区域に関する規則の運用に関する内規の一部を改正する内規制定について (学校指導課)
- ※ (10) 第10号議案 学校給食費の改定について (学校保健課)
- ※ (11) 第11号議案 岐阜市教育委員会臨時的任用職員の任免について (市民体育課、学校保健課)
- (12) 第12号議案 岐阜市立学校等体育施設夜間開放使用料徴収条例の一部を改正する条例制定に関する教育委員会の意見について (市民体育課)

第6 協議

- ※ (1) 協議第1号 徹明小学校・木之本小学校統合に関する方針(案)について (教育政策課)

7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の報告、議案及び協議事項は、秘密会形式で審議した。

8 議事の経過

午前9時55分開会開議

○後藤委員長 只今から、平成26年第1回教育委員会定例会を開会します。本日は、5人の委員が出席しており、会議は成立します。議事日程に従い、順次進め

てまいりたいと存じます。前回の定例会の会議録については、出席委員において先程承認されました。今回の会議録の署名者につきましては、出席委員においてお願いします。

本日は傍聴希望の方がいらっしゃいますが、入室を認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○後藤委員長 ご異議ございませんので、傍聴者に入室していただきます。

傍聴者に申し上げます。傍聴に当たっては、傍聴券裏面の注意事項を厳守していただきますようお願いいたします。また、岐阜市教育委員会傍聴規則第11条の規定により本会議の録音は禁止いたします。会議運営にご協力をよろしく願います。

それではお手元にあります議事日程をご覧ください。本日は、諸般の報告が2件、議案が11件、協議が1件ございます。また、追加議案が1件ございます。議事日程には、秘密会で審議すべき案件が記載されていますが、このとお取り扱いすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○後藤委員長 では、日程第4の諸般の報告に入りたいと思います。事務局は説明をお願いします。

○高橋社会教育課信長学・市史編纂係長 社会教育課の高橋と申します。平成24年度に開始した市史編さん事業の進捗状況についてご報告申し上げます。

資料は、表紙に議事日程が記載された冊子の1ページから11ページですが、スクリーンに映したスライドでご説明申し上げます。現在、平成30年度に市史編さん事業を完了させる計画で作業を進めています。昨年度は、市史編さんに係る体制を構築するため、「岐阜市史編さん委員会」や「岐阜市史編さん専門委員会」を設置するとともに、市史編さんに係る基本方針をご審議いただき、年度末に策定しました。基本方針については、昨年度末の定例会において委員の皆様にご報告申し上げましたが、その際に、「学校からも資料を集めたらどうか」とご助言をいただきましたので、今年度から小中学校長会等で資料の提供を依頼しています。則武小学校からは昭和51年の水害で被害を受けたときの写真などをご提供いただきました。学校のほか、公民館や市民の皆様にも資料の提供を依頼しました。広報ぎふにおいては、写真やポスターなどを3回にわたり募集

し、沢山の応募をいただきました。

なお、岐阜市役所では、今年度、庁内の編さん体制を強化するために、各部に1名、2名の「市史編さん調査協力員」を置き、その協力員によるワークショップを実施しました。ワークショップには、事務局を合わせ、総勢50名ほどが集まり、それぞれの部局の40年間の取り組みについて情報を頂きました。この協力員には、ワークショップのほか、実際の資料収集にもご協力いただき、市全体で市史編さんを進めていきたいと考えています。

資料の募集状況ですが、12月末時点で、市民の皆様からの提供が約40件あり、写真5千枚、絵葉書200枚、チラシ50枚その他郷土資料などをご提供いただきました。学校からの提供は9件で、写真500枚や絵葉書20枚などを頂いています。市民の皆様や学校から頂いたものには、当時のチラシや「丸物」の割引券など、様々なものがありました。資料提供は、9月までは非常に低調でした。しかし、9月の広報ぎふに資料提供の依頼と、これまでご提供いただいた方のお名前を掲載したところ、多くの方から資料の提供を頂けるようになり、現在においてもさらに提供が増えつつあるという状況です。昨日も市民の方から問合せをいただきました。ご提供いただける資料すべてが市史編さんの資料として使用できるわけではありませんが、市史編さんにおいて、市民の皆様が「自分たちが市史を作るのだ」という意識を醸成することが大事だと考えています。

頂いた写真の一部をご紹介します。これは、岐阜郵便局の防火訓練の様子を写した写真です。場所は、現在の岐阜市役所南庁舎です。南庁舎は、もともと郵便局の建物でしたが、写真は、さらにその前身の建物で、戦争の際に焼けてしまいました。写真にある「国債売り出し」から、昭和14年から15年のものと特定することができます。こちらは、木之本小学校の「50年誌」の写真です。昭和50年以降の写真は、記録になる写真がなく、人が並んだ記念写真が多いです。戦前戦中や昭和末期の写真についても、これから集めたいと思います。

今後の予定についてです。資料9ページから11ページにかけて市史の巻構成を記載しています。市史は、総論と各論で構成する予定です。今後は、庁内の協力員の協力を得ながら、執筆の具体的な内容を検討し、来年度には執筆者を決めたいと考えています。それに伴い、現在4名で構成している「岐阜市史編さん専門委員会」を、10人程度の体制に拡大していきます。この委員会で具体的な執筆要綱を策定し、平成28年度からの資料編・通史編の刊行に向け、作業を進めていきたいと考えています。

こちらの写真をご覧ください。梅林の地域を写した写真です。大正8年に撮影されたものです。ここが東栄町の通りで、ここが竜田町通りです。大正13年に、この辺りに梅林小学校ができますが、学校ができるまでは、ご覧のように何も無い状態です。こちらの写真は、観光バスが金華山ドライブウェイを走ってい

の様子を写しています。こちらの写真は白山小学校の造成工事、こちらは昭和5年の厚見小学校の写真です。

○**後藤委員長** 只今の説明に対して、ご意見やご質問はございませんか。

○**小野木委員** 今回編さんする市史の期間は、いつからいつまでですか。

○**高橋社会教育課信長学・市史編集係長** 昭和50年から平成27年ぐらいまでを考えています。

○**小野木委員** 昭和50年以降ですね。

○**高橋社会教育課信長学・市史編集係長** 前回刊行した市史は、昭和54年前後まで記載しており、今回はその続編として昭和50年からの市史編さんを進めています。ただ、写真については、市制が施行した明治22年以降を対象とし、写真で見る岐阜市史として「資料編」に入れることを考えています。

○**後藤委員長** ほかにないようですので、議事日程第5の議事に移ります。第1号議案から第9号議案及び第12号議案について、事務局は一括して説明をお願いします。

○**長谷川教育政策課政策係長** 議事日程が表紙に記載されている資料13ページをご覧ください。岐阜市教育委員会委員定数条例の制定についてです。内容については、現在5人としている委員定数を1人増やし、6人とするものです。

法律の規定により、委員の定数は5人とされていますが、条例で規定することで定数を増やすことができます。全国の教育現場が抱える課題は、いじめや不登校、発達障がいなど、非常に複雑多様化していると言われていています。そうした課題に対して、より高度に専門的な知見を持って臨むことが求められます。そうした考えのもと、本市の教育行政においても、新たに医学的な知見を導入したいと考えており、委員の定数を1人増加する案をお諮りするものです。新たな委員については、条例が制定されれば、6月の市議会で任命の同意に係る議案を上程することになるかと思いますが、それに先立ち、今回、委員の定数を6名とする条例案をお諮りし、3月の市議会に上程したいと考えています。施行日は、7月1日としています。

続きまして、17ページをご覧ください。岐阜市いじめ防止等対策推進条例の制定についてです。すでに委員の皆様には、25ページの資料をお示しして、い

いじめ防止対策推進法についてご報告申し上げますので、こちらについては改めて説明いたしません。いじめ防止対策推進法が制定され、それに基づき国がいじめ防止基本方針を策定したことを受け、岐阜市においてもいじめ防止基本方針を定めることを考えています。今回、国が作成したいじめ防止基本方針を参酌し、市の基本方針案を17ページ以降の条例として作成しましたので、その制定をお諮りするものです。

簡単に仕組みについてご説明申し上げます。17ページの第2条に定義を記載しています。岐阜市が対象とする子どもは、市立小・中学校、岐阜特別支援学校と岐阜商業高等学校の児童生徒です。以前にもご説明申し上げましたが、私立学校や国立大学法人の設置している学校については、都道府県知事や文部科学大臣が所管します。第13条に規定してあるように、岐阜市から協力を要請する仕組みとしています。17ページをご覧ください。第3条から第5条に基本理念、第6条から第7条にかけて、市や学校、教職員の責務を規定しています。第8条から第11条までが、資料23ページにあるように、いじめに対処する組織に関する規定です。23ページの中央に「岐阜市いじめ防止等対策推進条例」を掲げ、それぞれの役割分担を示していますが、横軸を市立学校と教育委員会と市長部局とし、縦軸を平時と重大事態発生時としています。重大事態とは、23ページの下にあるように、いじめによって児童生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあるときや、相当の期間、国は30日以上を目安としていますが、学校の欠席を余儀なくされている疑いがあるときです。平時及び重大事態に対してそれぞれ役割を持った組織を設置して対応に当たることとされ、市立学校については、平時から「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置し、普段からいじめ防止のための取り組みを行います。いじめ事案が明らかになった場合、まず推進会議が対応に当たりますが、教育委員会においても平時から「いじめ問題対策委員会」を設置し、対応に当たりたいと考えています。この「いじめ問題対策委員会」は、その他に市の一般的ないじめの施策についてご意見をいただくことも考えていますし、重大事態にあたって教育委員会の調査も行う機関です。

教育委員会に置く「いじめ問題対策連絡協議会」は、警察や医師など関係する機関と連携を取って、いじめ問題の対策に当たるということを予定していません。連携強化を目的とする組織です。

首長の部局に置く「いじめ問題調査委員会」は、重大事態が発生した場合のみに活動するものです。重大事態が発生したときには、教育委員会が学校の設置者の立場から調査に当たり、その調査結果について首長に報告するように法律に規定されています。首長は、教育委員会の調査結果について、必要があると認めるときには再調査できることとされており、その再調査を担う機関が、

首長の部局に置く「いじめ問題調査委員会」です。首長が調査した場合には、その調査結果を議会に報告することとされています。今回お諮りする条例で設置を予定している組織のあらましは以上です。

19ページをご覧ください。第12条は、重大事態に際しての法律と国の基本方針に定められている事項をより円滑に実施するために、手続きの補足規定を置いたものです。参考資料として、27ページに国の基本方針のあらましを添付していますのでご覧ください。

○後藤委員長 第1号議案についてご意見やご質問はございませんか。

教育委員を5人から6人にし、医学的な知見を導入するという理由ですが、ご意見等はございますか。

○矢島委員 良いのではないのでしょうか。

○後藤委員長 第2号議案の岐阜市いじめ防止等対策推進条例制定に関する教育委員会の意見についてご質問やご意見ございませんか。

○小野木委員 重大事態が起きた場合には、積極的に教育委員会が調査をする必要があるということがポイントでしょうか。

○長谷川教育政策課政策係長 法律で、重大事態の疑いがあると認めたときには、必ず調査しなければならないと規定されています。実際の対応の進め方や組織の設置のあり方については、法律の規定では、附属機関等を設けて対応する旨の規定があり、それぞれの団体で判断するとされていますが、岐阜市は、外部の医者や弁護士との協力をいただきながら、調査に当たるという仕組みを今回ご提案しています。

○小野木委員 いじめ問題対策委員会の構成は、どのように考えていますか。

○服部学校指導課長 学校関係者や医師、弁護士、カウンセラーなどを予定しています。

○早川教育長 この法律は、大津市のいじめ事件に対する教育委員会や市長部局の対応への批判を受け、しっかりと対応ができるスキームを作らなければいけないという国の意思表示であり、こうしたスキームのこの部分は必ず作り、そこから先は例示であり、任意であるという示し方がされている。岐阜市

の場合は、法律で任意とされている部分については、全て規定した条例を制定したいと考えています。問題が生じれば、当然学校と教育委員会が一体となって積極的に真実を調査し、自殺等の重大な案件については、教育委員会だけの対応では、隠ぺいと批判を受ける恐れがあるため、市長部局に委員会を設置し、その委員会も積極的に調査します。

○小野木委員 以前、どこかの学校の生徒が自殺し、それに対して他の生徒にアンケートを実施したところ、日頃からいじめがあったことが分かったという事件がありました。学校は、いじめを認識できていなかったということです。生徒達はいじめを認識していたが、学校の先生は認識していなかったということです。こうした事件もありますが、先ほどの委員構成で、そうした部分を網羅することができるのでしょうか。事実を把握しなければならないのですが、この委員構成で、その事実が把握できるのでしょうか。まずは、そこから始まるのだと思います。

○早川教育長 例えば、子どもが自殺した場合、いじめの有無をすぐに調査しなければなりません。保護者の同意をもらい、我々が必要とするアンケートをできるだけ速やかに実施し、マスコミに公表することが、一連の対応として考えられます。教育委員会がそうしたことを指示しなければいけないと考えています。

○小野木委員 そうした部分をしっかりと把握することが、まず必要でしょう。

○後藤委員長 事案が重大事態であるかの判断が対応する上で非常に重要だと思えます。25ページの「12 重大事態への対処」に書いてある初期対応に問題があれば、動きづらいうちで対応していくことになってしまいます。大津市の事件の場合は、非常に極端な事案でしたが、どこの自治体の教育委員会でもそうした対応しかできないという印象が広がってしまい、それが教育委員会制度の改革の動きにも繋がっています。こうした重大事態に際して、どのように判断し対応するかによって、その後の状況が大きく変わるということです。背景には、首長部局と教育委員会の信頼関係の問題もあるのではないかと思います。

○長谷川教育政策課政策係長 法律の立法過程で国から求められて、大津市の亡くなった生徒の遺族が意見を述べました。遺族が本当に望んでいたことは、どのような理由でそうした事態になったという因果関係の究明ではなく、そも

そもいじめがあったかどうかであり、そうした客観的な事実を最初に明らかにしてほしいということでした。国と同様に、岐阜市においても19ページの第12条2項に規定するように、実際に児童生徒や保護者から申立てがあった場合には、結果的に事実がなかった、また、そうした心証を抱いた場合でも、こうした体制で臨み、早急に調査、対応に当たるという仕組みを今回作っています。そもそも法には、教育委員会が独自で調査し、すべての事実が明らかにされるのか不明という観点から、首長部局が必要と認めた場合、再調査ができるという規定を設けていますので、本市でも、最初は、やはり学校の現場を承知している教育委員会が、調査し、対応に当たる仕組みをそのまま維持した方が良いと考え、このようにご提案した次第です。

○**中島委員** 23ページの図について、重大事態の欄に「各学校のいじめ防止等対策推進会議」がありませんが、おかしいと思います。関係者から事実を聞き出すためには、問題が発生した学校の「いじめ防止等対策推進会議」と「いじめ問題対策委員会」が連携を図っていかなければならないと思います。

○**早川教育長** その段階では、連携ではなく、教育委員会が学校に介入し、教育委員会が主導します。

○**中島委員** 23ページの図では、該当する学校がその中に含まれるということですね。

○**早川教育長** そうです。

○**中島委員** 分かりました。

○**長谷川教育政策課政策係長** 法律上は、学校又は学校の設置者、公立の場合には教育委員会ですが、教育長が仰ったように、重大事態に素早くかつ的確に対処する必要があることを考えると、教育委員会が指揮監督し、調査を実施するほうが適切であると考え、主体を教育委員会としています。もちろん学校が全く関わらないのではなく、あくまで主体が教育委員会となるということです。当然として学校の教職員の関わりなくしてはできない事項ですので。

○**小野木委員** 市長部局のいじめ問題調査委員会の3人の委員は、どのような方を考えていますか。

○**長谷川教育政策課政策係長** 医師や弁護士、学識経験者、具体的には大学の先生を考えています。

○**早川教育長** 大津市の相当機関には、尾木直樹氏が入っているそうです。

○**後藤委員長** 続いて第3号議案に移ります。

○**長谷川教育政策課政策係長** 表紙右肩に「差し替え」とある資料をご覧ください。今年4月から消費税率が改定され、現行の5%から8%になることに伴い、公の施設の使用料についても、消費税率に合わせた改定を行います。表紙の裏面に対象となる施設を記載しています。基本的に3%分を転嫁しますが、計算の過程で10円未満を端数として切り捨てています。そのため、少額の使用料については改定を行わず、据え置きとなっています。今回の改定は、教育委員会だけではなく岐阜市役所全体の施設の使用料について実施します。施行期日は4月1日を予定しています。2ページの③に記載してあるように、施行に当たり、市民の混乱を避けるため、経過措置を設け、4月1日よりも前に使用の承諾をしたものについては、現行の金額としています。

○**島塚事務局長** 屋外体育施設のひとつであり、岐南町と共同で管理している厚八運動場については、岐南町が消費税増税分を転嫁しないことを町として決定したため、岐阜市も転嫁せず従来 of 金額に据え置くことといたしました。厚八運動場は、運営上、月の1日から12日までは岐南町の受付とし、13日以降は岐阜市の受付とし、それぞれが所有する土地の面積で按分して運営しています。ただ、どちらの住民も日にちに関係なく自由に使えます。混乱を防ぐため、このようにいたしました。

○**長谷川教育政策課政策係長** 続いてご説明申し上げます。学校のグラウンドを夜間に、市民の利用に供する夜間開放事業を実施していますが、この夜間開放に係る使用料についても、消費税の増税分だけ使用料を改定します。また、旧明德小学校の跡地に4月から子ども・若者総合支援センターと中央青少年会館を設置し、そこにある旧明德小学校の運動場を中央青少年会館が管理してまいりますので、その旨の規定を加える改正を行うものです。ただ、こちらは以前から学校の運動場として、すでに市民の利用に供してまいりましたので、使用の実態は変わりません。

表紙に議事日程が記載された資料の31ページをご覧ください。奨学金である育英資金の貸付額の改定と貸付対象の新設のため条例を改正するものです。4月

から消費税率が上がり、学びを志す方を取り巻く環境も厳しくなっていますので、この度、育英資金の貸付額を授業料等の現況や他市の状況などを踏まえて、実態に合わせた貸付額に改定するとともに、32ページにあるように、月々の貸付金である奨学貸付金の対象に、新たに大学院を設けたいと考えています。他市との比較は、37ページに記載しています。

39ページをご覧ください。岐阜市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてです。平成22年度から現在に至るまで、法律の定めるところにより公立学校の授業料を徴収せず、代わりに岐阜市が授業料相当額を国から交付金として受け取る仕組みになっています。この度、法改正が行われ、授業料を徴収しない制度から授業料を徴収する制度に変わり、世帯の所得状況に応じて就学支援金を交付することとなりました。就学支援金については、我々が代理受領することになりますので、生徒本人が申請する必要がありますが、これまでと同様に負担はありません。ただし、新聞などで報道されていますように、就学支援金の支給に当たって所得制限が設けられることになり、現段階で年収910万円未満の世帯が就学支援金を受け取ることができると予想されています。そうした授業料徴収の制度が変わることに伴い、岐阜市の条例の規定を改めるものです。この新しい制度は、来年度4月から入学する1年生から適用し、来年度4月から2年生、3年生になる生徒については、従来の制度が維持され授業料は徴収しません。

43ページをご覧ください。岐阜市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についてです。2点を改正します。資料右側の「岐阜市立幼稚園ことばの教室教育支援委員会」は、ことばの教室への利用の申し込みに対し、利用が可能かどうか、またどのような支援を提供していくかということについて審議する機関です。この度、来年度4月からことばの教室の所管を子ども・若者総合支援センターにするため、教育委員会の附属機関としては廃止をするというものです。4月以降のご利用については総合支援センターの職員が判断することとしています。資料左側をご覧ください。今年度に複数回にわたり、教科用図書採択について、ご説明させていただきました。これまで6市3町で協議して教科用図書を採択してきましたが、来年度4月から岐阜市単独で採択することになりました。採択に当たっては、有識者などで構成する「岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択検討委員会」を設置し、採択に当たっての研究や調査、審議を行い、採択事務を進めていくこととなります。今回は、その附属機関の設置を内容とするものです。

47ページをご覧ください。岐阜市社会教育委員条例の一部を改正する条例制定についてです。地域主権一括法が制定され、それまで国が法律などで各種基準を定めていたものを、各地方公共団体の条例において地域の事情に応じて基

準を定めることが認められました。例えば、道路設置の基準は、今まで国が定めていたものを、地域主権一括法の施行後は、国がアウトラインを設定した上で、地方が地域の事情に応じた道路を設置することができるようになりました。教育委員会においては、平成24年3月に公民館運営審議会や歴史博物館、科学館の運営協議会の委員について、それぞれ今回と同様の改正を行っています。今回は、条例を改正して社会教育委員の委嘱の基準を設けるものです。文部科学省が示している参酌基準と同様の基準を設けています。

51ページから70ページまでは、岐阜市立小・中学校及び高等学校通学区域に関する規則及びその内規の改正についてです。通学区域審議会への諮問に当たり、住居表示の変更に伴う、鷺山西向井地区などの地域の通学区域の変更について、先の定例会でお諮りしました。諮問の結果、審議会から通学区域の変更を是とする答申を受けましたので、それに合わせて規則を改正するものです。内容は、諮問の際にご説明した事項と変わっていません。

○後藤委員長 第3号議案から第5号議案についてご質問やご意見はございますか。

第6号議案以降でご質問やご意見はございませんか。ないようですので、第1号議案から第9号議案及び第12号議案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○後藤委員長 ご異議ございませんので、原案のとおり決することとします。残りの議事は、秘密会で審議いたしますので、次回の会議の日程を確認したいと思います。次回の定例会は、2月26日水曜日、午前9時30分から教育長室にて行いますので、皆さま、よろしくお願いいたします。

それでは、一旦休会といたします。傍聴者の方は、ご退席ください。

(削除)

○後藤委員長 それでは、教育委員会を閉会します。ありがとうございました。

午前11時40分閉議閉会